

令和8年度（2026年度）就学援助のお知らせ

（国立小・中学校 都立小・中学校）

中野区では、ご家庭の経済的事情に応じて学用品費や給食費等の援助をしています。ご希望の方は、このお知らせをよくお読みいただき、就学援助の審査を希望する方は所定の方法で申請してください。

1 就学援助を受けることのできる方

*所得による審査があります。

中野区にお住まいの、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- (1) 現在、生活保護を受けている方。
- (2) 生活保護を受けている方に準ずる方。

同一の生計を営む世帯全員の前年（令和7年（2025年）1月～12月）の合計所得金額の合算が、就学援助基準額に満たない方。

「就学援助基準額の目安」

（単位：万円）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
認定基準	約331	約359	約439	約485	約557

※金額は世帯構成員の数・年齢等により各世帯で変わります。あくまで目安としてご覧ください。

上表金額を超える場合でも審査を希望される場合は、ご申請ください。

※給与所得、公的年金所得のいずれかがある方は合計所得金額から10万円（給与所得及び公的年金所得の合計が10万円に満たない場合はその合計額）を控除し審査します。

※審査前に個別の就学援助基準額の計算をすることはできません。就学援助の審査を希望される場合は、ご申請ください。

2 申請方法

(1) 電子申請

右の二次元コードから申請してください。（中野区ホームページからも申請可能）

電子申請を
おすすめしています



▲電子申請フォーム

(2) 書類申請

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて学務課（区役所7階）へ郵送または窓口で申請してください。提出先は裏面「提出先」をご確認ください。書類申請をご希望の方は、学務課学事係あてにご連絡ください。



▲中野区ホームページ「就学援助費」

【申請期限】令和8年4月24日（金）必着

※上記期限後も随時申請できますが、認定は申請受付月からとなるため、一部の費目が対象外となる場合があります。（最終申請期限は令和9年3月10日）

※郵便事故の責任は負えません。郵送で提出される場合は追跡サービス付き郵便物の利用をお勧めします。

※お子さん一人につき、一件の申請が必要です

○ 中野区以外にお住まいの方は、中野区による就学援助の対象にはなりません。

申請については、それぞれお住まいの教育委員会へご相談ください。

◆裏面もご覧ください

3 所得の確認と認定

(1) 所得の確認

①令和8年(2026年)1月1日現在、中野区内にお住まいの方の場合

教育委員会が所得の確認調査を行いますので、所得確認書類の提出は不要です。ただし、所得が無かった方がいる場合、6月末までに、中野区役所税務課で所得が無かった申告をしてください。
未申告の方がいる場合、所得の確認ができず「非認定」となりますのでご注意ください。

②令和8年(2026年)1月1日現在、中野区以外の区市町村(日本国内)にお住まいの方の場合

全員の所得確認書類が必要です。令和8年度(令和7年所得分)の課税証明書、非課税証明書(合計所得金額に金額の記載があるもの)またはマイナンバー利用同意書(就学援助申請書用)を6月末までに学務課 学事係(区役所7階)まで提出してください。※学校では受付できません

※令和8年度の課税証明書、非課税証明書は6月頃から交付可能という自治体が多いようです。詳しくは令和8年1月1日にお住まいになっていた自治体へお問い合わせください。

※マイナンバー利用同意書は、中野区ホームページ「就学援助費」(下部の二次元コード)からダウンロード可能です。

※4月・5月の申請で取得が間に合わない場合は、先に申請書を提出し、取得次第別途提出してください。(後送する場合は、申請者とお子さんの氏名と連絡先を書いたものを同封してください)

※令和8年1月1日現在、国外にお住まいだった方は、【お問合せ先】までお問い合わせください。

(2) 認定結果および支給について

年度当初(4月)の申請分は、所得が判明する6月中旬に当初認定の審査を行い、認定結果を保護者の方へ郵送でお知らせします。当初認定となった場合は、4月まで支給対象月を遡及して、年2回の支給を行います(10月末、4月末を予定)。

※6月中旬の審査時に所得の確認ができない場合は、認定結果を「保留」としてお知らせします。「保留」となった方は、6月末(予定)までの所得の申告および確認書類の提出をもとに、再度、当初認定の審査を行います。その際に、引き続き所得の確認ができない場合は、審査ができず「非認定」となりますのでご注意ください。

4 支給対象費目

学用品費、オンライン学習通信費、新入学生用品費、クラブ活動費、修学旅行費、移動教室費、校外活動費、校内鑑賞教室費、卒業アルバム代

※支給対象費目によっては支給限度額があります。

※生活保護を受けている場合、生活保護費の対象となる費目(学用品費、オンライン学習通信費、新入学生用品費、クラブ活動費)については支給されません。

※新入学生用品費は入学前に支給を受けている場合(他区市町村での支給を含む)、支給されません。

○ 支給についての詳細は、認定結果の通知とあわせてお知らせします。



▲中野区ホームページ
「就学援助費」

【提出・お問合せ先】

中野区教育委員会事務局 学務課 学事係(区役所7階)

電話 03-3228-5459(直通)

〒164-8501 中野区中野4-11-19